

全世代型社会保障改革の方針

(令和2年12月15日閣議決定) 概要

はじめに

・ 少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことは、我々の世代の責任である。こうした観点から、少子化対策の強化と高齢者医療の見直しに取り組む。

少子化対策

- ・ 令和4年度当初から不妊治療への保険適用を実施する。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等大幅に拡充する。
- ・ 待機児童の解消を目指し、安定的な財源を確保しながら、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するとともに、地域の特性に応じた支援に取り組み、地域のあらゆる子育て資源の活用を図るために「新子育て安心プラン」を取りまとめる。
- ・ 男性の育児休業の取得を促進するため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等を検討し、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

医療

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、都道府県の医療計画に新興感染症等への対応を位置づける。地域医療構想については、各医療機関の役割分担を継続的に協議する基本的枠組みは維持し、その財政支援等を行う。また、外来機能の明確化・連携を図るため、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化する。
- ・ 後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万円以上の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とする。施行時期は、令和4年度（2022年度）後半までの間で、政令で定める。施行にあたっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、施行後3年間、1月分の負担増が3,000円に収まるような措置を導入する。上記について、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。
- ・ 特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院に紹介状なしで外来受診した場合に定額負担（初診5,000円）を求めている制度について、地域の実情に応じて明確化

される「紹介患者への外来を基本とする医療機関」のうち一般病床 200 床以上の病院に対象範囲を拡大するとともに、より外来機能の分化の実効性が上がるよう、定額負担を追加的に求める。

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

●令和 4 年度（2022 年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。

●その場合でも、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようすることが不可欠である。

①「2割負担の所得基準」

課税所得が 28 万円以上（所得上位 30%（※1））かつ年収 200 万円以上（※2）の方を 2 割負担の対象（対象者は約 370 万人（※3））

（※1） 現役並み所得者を除くと 23%

（※2） 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上。また、収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算（対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入基準額を計算）。収入基準に該当するかどうかは、介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定

（※3） 対象者数の積算にあたっては、収入基準に該当するかも含めて計算。対象者約 370 万人が被保険者全体（約 1,815 万人）に占める割合は、20%

【②施行日】

施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度後半（令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定）で、政令で定める。

③「配慮措置」

長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入

- (※) 窓口負担の年間平均が約8.3万円⇒約10.9万円（+2.6万円）
（配慮措置前は約11.7万円で+3.4万円）

(参考) 財政影響（2022年度満年度）

給付費	後期高齢者支援金 (現役世代の負担軽減)	後期高齢者保険料 (高齢者の負担軽減)	公費
▲1880億円	▲720億円	▲180億円	▲980億円

※ 施行日が2022年度後半であることから、2022年度における実際の財政影響は満年度分として示している上記の財政影響よりも小さくなる。

令和3年2月12日 第140回社会保障審議会医療保険部会 資料3

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について」より抜粋した。